

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年1月29日

福島県県北建設事務所長 中川 善則

工事番号	第 25-41310-0245号
工事名	道路橋りょう改良（改良）工事（橋梁補修）
質問事項	
<p>1. 図面全11葉の10「撤去要領図」では通行止めの図示となっておりますが、特記仕様書8頁に記載の通り、8～17時のみ通行止めとなるのか、終日通行止め可能なのかご教授願います。</p> <p>また、終点部にも誘導員の配置が必要になった場合は協議対象となるのでしょうか。</p> <p>2. 施工に伴う試掘と、試掘に伴う復旧については協議対象となるのでしょうか。</p> <p>3. G12桁撤去後の部分的な舗装復旧や、仮設ガードレール等の設置について、必要となつた場合は協議対象となるのでしょうか。</p> <p>4. 主桁撤去時に電線防護が必要となった場合は協議対象となるのでしょうか。</p> <p>5. 主桁撤去仮置き後、撤去桁を横取りする計画となっておりますが、使用する横取り装置・機材等が必要となつた場合は協議対象となるのでしょうか。</p>	
回答事項	
<p>1. 工事期間中、終日通行止めによる施工となります。特記仕様書の第10章総則の14の3（頁8）を訂正しましたので、閲覧図書のtokki.pdfの頁8をご確認ください。</p> <p>誘導員の配置については、福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p> <p>2. 福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p> <p>3. 福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p> <p>但し、「工事車両の逸脱防止」のために設置されるガードレールについては、共通仮設費率に含まれるものとします。</p> <p>4. 福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p> <p>5. 福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p>	